

変動金利定期預金規定（複利型）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算定される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書式の場合）

合は証書の受取欄)に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに当店に提出してください。

以 上